不服審査会における認定調査等に関する意見 (平成19年5月に全道の市町村に周知)

1 認定調査について

- 準備がない状態で認定調査を受けたため、伝えたい事項が伝えられていないとの訴えが多く、調査の目的、制度の概要について、あらかじめ十分伝えることが必要。
- 調査票には、障害によっては必要のないと感じる項目もあるが、制度の趣旨をあらかじめ 説明し、理解を求めることも必要。
- 〇 調査結果が実態と相違しているとの訴えが多く、調査票記入後、可能な限り記入内容を提示するなど、調査内容に対する信頼性の確保を図ることが必要。
- 日内変動や季節変動等により、できたり、できなかったりする項目については、頻回調査 することが望ましい。
 - 注)「障害支援区分」の施行(H26.4.1)により判断基準が見直され、「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況」に基づき判断する。
- 〇 日常的に自助具、補装具等を使用している場合にあっては、その使用状況についても記載 することが必要
- 〇 判断に迷う場合については、可能な限り実際に行為をしてもらうこと。また、回数や頻度 等の具体的な状況、判断根拠について「特記事項」に詳しく記入することが必要。
- 求めがあった場合にあっては、再度認定調査を行うなど、柔軟な対応をお願いしたい。

2 市町村審査会における審査判定について

- 医師意見書における2軸評価についても、2次判定において勘案した上で判断してもらい たい。
 - 注)「障害支援区分」の施行(H26.4.1)により、「精神症状・能力障害二軸評価」は、一次判定(コンピュータ判定)で活用される。
 - →この項目のみをもって一次判定の結果を変更することはできない。
- ※ 平成19年5月14日付 障福第440号 各市町村障害者保健福祉担当課長宛 北海道保健福祉 部福祉局障害者保健福祉課長名通知 「障害者自立支援法に基づく審査請求の状況及び市町村 支給決定の留意事項について」